

平成九年五月三十日受領  
答弁第一六号

内閣衆質一四〇第一六号

平成九年五月三十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員秋葉忠利君提出苫田ダム建設事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員秋葉忠利君提出苦田ダム建設事業に関する質問に対する答弁書

一について

ダム等事業審議委員会（以下「審議委員会」という。）の運営は、同委員会自らの判断において行うこととしており、その審議の議事録の取扱いについては、それぞれの審議委員会において判断すべきものと考えている。

また、苦田ダム建設事業審議委員会の委員に配布した資料は別表第一のとおりであり、その内容は、苦田ダムの計画に関する説明、同ダムの計画に対する評価、同委員会の審議に対する要望等である。

二の1について

「第二回苦田ダム建設事業審議委員会議事要旨」によれば、平成八年五月三十日に開催された第二回委員会において、「次回は、岡山大学環境理工学部に苦田ダム事業について第三者の立場で資料をとりまとめ説明するよう要請している」旨の委員長の発言を出席した各委員が了承したものである。

二の2について

平成八年三月に岡山大学環境理工学部が作成した「苦田ダム計画に関する科学技術的評価」によれば、

同評価は「主として科学技術的な立場から検討し、各機関ならびに各団体から出されている計画書、意見書等を参考にしながら、その見解をここにまとめることとした」というものであり、その作成に当たっては、同学部内に河野伊一郎同学部長を代表者とする検討グループが設けられたものである。

また、御指摘の「全資料」については把握していないが、建設省から同学部長に提供した資料は別表第二のとおりであり、その内容は、吉井川の治水計画に関する説明、苦田ダムの計画に関する説明及び同ダムに関する環境影響調査に対する評価である。

### 二の3について

これまでに設置された十二の審議委員会のうち河川工学、環境分野等の専門家からなる調査専門委員会等を設置せずに学識経験者の見解を聴取したものにあっては、当該見解の作成に要した費用について、いずれも建設省及び審議委員会からの支出はない。

また、岡山大学環境理工学部長からは、その判断により無償で「苦田ダム計画に関する科学技術的評価」を作成したと聞いている。

### 三について

公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和三十七年六月二十九日閣議決定）は、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律により土地等を収用し、又は使用することができる事業を行う者が、当該事業に必要な土地の取得等に伴う損失を補償する場合における基準を定めたものである。

一方、御指摘の「協力感謝金」は、岡山県及び吉井川下流受益市町によって設立された財団法人吉井川水源地域対策基金が、苫田ダム建設に対する協力を報いるために独自に交付しているものであると聞いている。

#### 四について

御指摘の「苫田ダム建設に伴う水没地権者のダム建設同意書」が提出されたという事実はないが、平成九年五月二十二日現在における苫田ダム建設事業のため必要な立入調査に対する同意書の提出年月日及び各提出年月日ごとの提出者の数は、別表第三のとおりである。

#### 五の1について

昭和四十七年度から平成七年度までの各年度の決算における苫田ダム建設事業に係る費用の内訳は、別表第四のとおりである。なお、苫田ダム建設事業に係る工事諸費は、治水特別会計法（昭和三十五年法律

第四十号) 第三条に規定する治水勘定に繰り入れられ、治水特別会計において一括して経理されるものである。

五の2について

御指摘の「平成二年の苫田ダム基本計画変更後の建設に要する費用の概算額約一三五〇億円」及び「変更前の建設に要する費用の概算額約八八〇億円」の内訳は、それぞれ別表第五及び第六のとおりである。

五の3について

御指摘の「苫田ダム完成に至るまでの建設に要する費用の概算額」は約千三百五十億円であり、その内訳は別表第五のとおりである。

六について

昭和五十六年に算出した苫田ダムによる洪水調節効果によってもたらされる年間当たりの便益の額は、約百二十三億円である。

また、同ダムの管理に要する費用は、その完成後に必要とされる管理の内容に応じて明らかになるものである。

七について

平成八年六月十日に苫田ダム建設事業審議委員会から提出された「苫田ダム建設事業についての答申」によれば、同委員会は、「本審議委員会としては、責任ある答申を行う観点から、苫田ダム計画の内容について、市民団体からの意見書も踏まえて、改めて事業者からの説明、更に岡山大学環境理工学部の見解を聞いた」上で、治水計画、利水計画、ダムの安全性及び自然環境への影響について評価を行っており、御指摘のような問題はないと考えている。

八について

審議委員会の設置によるダム等事業に係る事業評価方策の試行の目的はダム等事業に対する地域の意見の的確な聴取にあることから、御指摘の「学識経験のある者」については、審議委員会の審議の対象となる事業（以下「審議対象事業」という。）の目的、内容等に対する地域の意見を理解し、これを審議委員会の意見に的確に反映させることができる者であることが必要と考えている。

九について

審議委員会は、その構成を審議対象事業に対する地域の意見が的確に反映されるものとするため、関係

都道府県知事及びその推薦する者を委員としており、地域住民等からの意見聴取等を含む委員会の運営もそれぞれの審議委員会自らの判断において行うこととしていることから、審議委員会の意見は、審議対象事業の目的、内容等に対する地域の意見を的確に反映し得る十分な審議が行われた上で述べられるものと考えており、このことは苫田ダム建設事業審議委員会においても同様であると考えている。

十について

九についてにおいて述べた審議委員会の性格上、「ダム等事業に係る事業評価方策の試行について」（平成七年七月十四日建設省河開発第九十八号建設省河川局長通達）別紙「ダム等事業審議委員会設置・運営要領」等の趣旨に従った委員会の運営が行われた上で審議委員会の意見が述べられた場合には、基本的には、地域の意見が的確に聴取されているものと考えられる。

別表第一

資料	作成年月
「苦田ダム」(パンフレット)	平成七年九月
「苦田ダム建設事業審議委員会の審議についての要請」	平成七年十月
苦田ダム土地共有者の会等から提出された資料	平成七年十一月
「苦田ダム」(パンフレット)	平成八年五月
「水源連からの要望」	平成八年五月
「苦田ダム計画について」	平成八年五月
「審議委員会の民主的運営に関する申し入れ書」	平成八年五月
「苦田ダム計画に関する科学技術的評価」	平成八年三月
「苦田ダム建設事業審議委員会の審議に関する要望」	平成八年六月
「第2回審議委員会での意見等に対する建設省の見解」	平成八年六月
「第3回苦田ダム建設事業審議委員会の審議についての要請」	平成八年六月



「吉井川」(パンフレット)	平成三年十一月
「吉井川流域図」(十万分の一)	平成六年六月
「吉井川・旭川洪水氾濫危険区域図」	平成六年九月
「過去の災害写真」	平成八年一月

別表第二

資 料	作成年月
「苦田ダムに関する環境影響調査〔奥津町国土問題研究会〕について」	昭和五十六年九月
「吉井川の治水計画について」	平成七年三月
「苦田ダム」(パンフレット)	平成七年九月
「苦田ダム計画について」	平成七年十二月

別表第三

提出年月日		提出者の数
昭和五十七年 三月二十六日		六名
三月二十七日		三名
三月二十八日		十三名
三月二十九日		七名
三月三十日		三十六名
三月三十一日		十三名
四月一日		四十四名
四月二日		十名
四月三日		九名
四月四日		十二名
四月五日		十八名

四月六日	二十六名
四月七日	十四名
四月八日	四十二名
四月九日	十四名
四月十日	六十三名
四月十一日	八名
四月十二日	十七名
四月十三日	十名
四月十四日	十一名
四月十五日	十四名
四月十六日	十四名
四月十七日	三名
四月十八日	四名

五月二十三日	五月二十一日	五月二十日	五月十七日	五月十四日	五月十日	四月二十七日	四月二十六日	四月二十五日	四月二十三日	四月二十一日	四月二十日	四月十九日
一名	二名	一名	一名	一名	一名	二名	四名	二名	四名	四名	三十名	十一名

十二月十四日	十月十三日	十月八日	九月二十七日	九月二十一日	九月十五日	九月十四日	九月六日	八月二十五日	八月十四日	八月十日	七月二十四日	六月十四日
一名	一名	一名	一名	八名	一名	二名	一名	一名	二名	一名	一名	一名

												十二月 十五日	一名
												昭和五十八年十二月 二日	一名
												昭和五十九年 三月 一日	一名
												九月 三日	一名
												九月 五日	一名
												九月 十一日	二十二名
												九月 二十七日	二名
												十月 三日	一名
												十一月 十六日	一名
												昭和六十年 一月三十一日	一名
												七月 二十三日	一名
												十月 十五日	二名
												昭和六十一年 一月 二十七日	一名

													五月 一日	一名
													五月 二十九日	一名
													六月 三十日	一名
													七月 十八日	一名
													八月 十三日	一名
													十月 二十二日	一名
													十二月 十日	二名
													十二月 二十四日	一名
													十二月 二十五日	二名
													十二月 二十六日	一名
													昭和六十二年 一月 十二日	一名
													一月 十三日	一名
													一月 十四日	一名

三月 六日	二名
三月 十七日	一名
三月 十八日	二名
三月 三十日	二名
三月 三十一日	三名
五月 六日	一名
五月 十日	一名
五月 十五日	一名
五月 二十七日	一名
五月 二十八日	一名
五月 二十九日	一名
五月 三十日	一名
七月 一日	二名

昭和六十三年 八月 十八日	三名
八月 二十日	一名
八月 二十四日	一名
八月 二十五日	一名
九月 二十八日	一名
十月 十四日	一名
十月 二十一日	一名
十月 二十四日	一名
十月 二十六日	一名
十月 二十八日	一名
十月 二十九日	一名
十一月 六日	一名
昭和六十三年 一月 七日	一名

七月 十一日	三月 三十日	三月 二十四日	三月 二十三日	三月 十九日	三月 十八日	三月 十七日	三月 十四日	三月 八日	三月 七日	三月 三日	二月 十六日	二月 一日
一名	二名	一名	一名	一名	一名	二名	一名	一名	一名	二名	一名	二名

十月 十八日	十月 十七日	十月 十五日	十月 十三日	十月 十二日	十月 五日	十月 三日	九月 二十六日	九月 十二日	八月 二十四日	八月 二十日	八月 一日	七月 三十日
一名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	二名	一名	一名

十月二十六日	一名
十月三十日	一名
十二月九日	一名
十二月十三日	一名
平成元年 一月八日	一名
一月三十日	一名
二月九日	一名
三月七日	一名
三月十二日	一名
三月二十九日	一名
四月四日	二名
四月二十三日	一名
四月二十六日	三名

五月一日	一名
五月十二日	二名
五月十六日	一名
五月十八日	一名
五月十九日	二名
五月二十二日	二名
五月二十四日	一名
五月三十日	一名
六月二日	一名
六月八日	一名
六月十日	一名
六月十六日	一名
六月十九日	一名



六月二十日	四名
六月二十一日	一名
六月二十二日	一名
七月十七日	一名
八月二十一日	一名
九月六日	一名
九月十四日	九名
九月十九日	一名
九月二十七日	二名
十月二日	一名
十一月十六日	二名
十一月二十八日	二名
十一月二十九日	一名

十二月四日	二名
十二月十日	二名
十二月二十二日	一名
十二月二十五日	二名
平成二年 一月十五日	二名
一月二十日	一名
二月三日	一名
二月十五日	一名
二月十七日	一名
三月十日	一名
三月二十日	一名
三月二十二日	一名
三月二十三日	一名

三月二十四日	二名
三月二十七日	八名
三月二十九日	五名
三月三十一日	六名
四月一日	一名
五月一日	一名
七月十二日	一名
七月十三日	二名
七月十九日	一名
平成三年 五月二十三日	一名
七月二日	二名
八月十四日	一名
八月二十六日	二名

九月二十五日	一名
十月十七日	二名
十月二十二日	一名
十月二十八日	一名
十月三十日	二名
十一月四日	一名
十一月十一日	一名
十一月二十日	二名
十一月二十一日	二名
十二月十七日	一名
平成四年 三月三日	五十一名
三月二十二日	一名
三月二十六日	一名

						平成五年							
	九月二十五日	九月十二日	八月二十二日	七月三十日	四月二日	三月二十八日	二月十七日	十一月十八日	十月三十日	七月十六日	六月二十六日	五月十八日	四月二日
	一名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	六名	一名	一名	一名	一名	一名

		平成八年				平成七年				平成六年			
	二月二十日	二月十九日	十月二十四日	八月二日	三月二十日	九月一日	六月十五日	二月二十三日	一月二十七日	十月四日	十月一日	九月二十七日	
	一名	一名	一名	一名	十四名	一名	一名	一名	一名	一名	三名	一名	

別表第四

年 度	工 事 費	測 量 及 試 驗 費	補 償 費	用 地 費 及 船 舶 及 機 械 器 具 費	營 繕 費	宿 舍 費	工 事 諸 費
昭和五十六年度	○	一七七	三五	二〇	二六	二三	八四
昭和五十五年度	○	一二八	二七	四一	六〇	四	六八
昭和五十四年度	○	一〇六	一〇	一六	五	五	六八
昭和五十三年度	○	七二	〇	一九	五	四	六〇
昭和五十二年度	○	六五	〇	六	四	五	四五
昭和五十一年度	○	六一	〇	二	四	一三	五三
昭和五十年度	○	五九	〇	七	四	五	五二
昭和四十九年度	○	四四	〇	三四	二九	二二	五七
昭和四十八年度	○	三三	〇	五	三	五	三四
昭和四十七年度	○	二一	〇	五	三	一六	二九

昭和五十七年度	〇	四四八	四〇	一三	二〇	二〇	一一二
昭和五十八年度	〇	二五六	四〇	一四	二七	二三	一三三
昭和五十九年度	〇	四七六	四〇	三五	二一	三五	一四八
昭和六十年	二	二三四	四〇	四二	六五	一〇	一六八
昭和六十一年度	〇	二一九	一、二九九	六四	七	一二	二二三
昭和六十二年	二二	二九三	三、四四五	四六	六	一〇	二六六
昭和六十三年	九五	三四五	五、二〇三	五七	七	一一	二七五
平成元年度	三四〇	五〇二	八、〇一八	二〇四	六	一三	三六九
平成二年度	一〇四	五六四	一〇、五八五	二〇一	七	九	四七八
平成三年度	六九	一、〇八八	一一、〇八九	一九五	一〇	一三	五二六
平成四年度	一七七	二、二八〇	九、四二三	一七六	八	一一	四三六
平成五年度	二四四	二、七二九	九、四五三	一四三	一〇	一一	四四五
平成六年度	七二〇	一、三〇二	七、二七二	一三七	一四	一五	四二九

平成七年度	一、一二一	一、五九五	八、九七四	一五三一	一一一	二〇	四五九
-------	-------	-------	-------	------	-----	----	-----

(注) 単位は百万円である。

別表第五

工 事 費	測量及試験費	用地費及補償費	船舶及機械器具費	営繕費	宿舎費	工事諸費
三三、九〇〇	六、一〇〇	八五、四〇〇	三、〇〇〇	六〇〇	六〇〇	六、四〇〇

(注) 単位は百万円である。

別表第六

工 事 費	測量及試験費	用地費及補償費	船舶及機械器具費	営繕費	宿舎費	工事諸費
二九、四〇〇	二、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二、六〇〇	五〇〇	五〇〇	三、〇〇〇

(注) 単位は百万円である。